

議案第76号

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加西市水道事業給水条例（昭和 42 年加西市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 基本料金

種 別		基 本 水 量 (1 ヶ月につき)	基 本 料 金 (1 ヶ月につき)
家 庭 用		5 m ³	705 円
共 同 家 庭 用			
業 務 用	口径 13 ミリメートル	10	1,950
	〃 20 から 25 ミリメートル	10	2,340
	〃 30 ミリメートル	20	7,030
	〃 40 ミリメートル	20	9,720
	〃 50 ミリメートル	20	12,740
	〃 75 ミリメートル	20	24,620
	〃 100 ミリメートル	20	36,720
	〃 125 ミリメートル	20	42,970
公 会 堂 用	—	420	
湯 屋 用	50	8,210	
臨 時 用	20	6,830	

(2) 従量料金

種 別		使 用 水 量 (1 ヶ月につき)	従 量 料 金 (1 ヶ月につき)
家 庭 用	共 同 家 庭 用	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	141 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	169
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	199
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	231
		50 m ³ を超える分	263
業 務 用		10 m ³ を超え 20 m ³ まで	169
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	199

	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	231
	50 m ³ を超える分	263
公 会 堂 用	1 m ³ につき	199
湯 屋 用	50 m ³ を超える分	199
臨 時 用	20 m ³ を超える分	351

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加西市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、第 25 条第 1 項ただし書きの規定を準用する。

(審議資料)

水道料金の適正化による市民生活の負担軽減を図るため、平成 26 年 1 月 1 日から料金値下げを行うもの。

【概要】

○現行料金（1ヶ月あたり）

（税抜 円）

用途別 区分	基本 料金	従量料金 (1 m ³ あたり)					
		1～ 8 m ³	9～ 10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 30 m ³	31～ 50 m ³	51 m ³ ～
家庭用	1,250	155	188	213	247	282	
業務用	13 mm	2,090		188	213	247	282
	20 mm	2,510					
	25 mm						
	30 mm	7,540					
	40 mm	10,430					
	50 mm	13,660					
	75 mm	26,400					
	100 mm	39,390					
	125 mm	46,090					
公会堂用	450	213					
湯屋用	8,800					213	
臨時用	7,320			376			

○改正案（1ヶ月あたり）

（税抜 円）

用途別 区分	基本 料金	従量料金 (1 m ³ あたり)					
		1～ 5 m ³	6～ 10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 30 m ³	31～ 50 m ³	51 m ³ ～
家庭用	705	141	169	199	231	263	
業務用	13 mm	1,950		169	199	231	263
	20 mm	2,340					
	25 mm						
	30 mm	7,030					
	40 mm	9,720					
	50 mm	12,740					
	75 mm	24,620					
	100 mm	36,720					
	125 mm	42,970					
公会堂用	420	199					
湯屋用	8,210					199	
臨時用	6,830			351			